

梅浦精一の足跡と活動（Ⅱ） —— 東京商法会議所の創設および展開と渋沢栄一との関わり ——

松本和明

要旨

梅浦精一は、渋沢栄一を中心として1878年に創設された東京商法会議所の書記に採用され、その運営の実務を担うこととなった。創設直後から、東京商法会議所の活動は、経済や外交などの諸問題への民間としての意見の集約、政府や東京府への建議の発出、政府や東京府からの諮問事項への答申、景気や物価動向の調査、国内外との情報の受発信、業者間の紛議の仲裁、国際親善など多岐にわたった。これらを遂行するにあたり、会頭の栄一と実務責任者である梅浦がいかに調整して方向性を打ち出したのか、そのプロセスについて立ち入って検討することを本稿の課題に設定する。

栄一と梅浦および副会頭の福地源一郎・益田孝・大倉喜八郎は密接に連携して、様々な建議の草案や調査や事業の骨子案・素案を策定し、実行に移していった。

従来の商工会議所史研究では正副会頭をはじめとする議員の言動が主たる論点となってきたが、実務責任者の存在に着目したのは新機軸といえる。

キーワード：梅浦精一、東京商法会議所、渋沢栄一、河瀬秀治、商法講習所

はしがき

梅浦精一は、渋沢栄一を中心として1878年に創設された東京商法会議所の書記に採用され、その運営の実務を担うこととなった。

創設直後から、東京商法会議所の活動は、経済や外交などの諸問題への民間としての意見の集約および政府や東京府への建議の発出、政府や東京府からの諮問事項への答申ないし復申、経済状況および景気や物価動向の調査、国内外との情報の受発信、業者間の紛議の仲裁、国際親善（アメリカ第18代大統領を務めたU・グラント将軍夫妻の1879年の日本訪問が代表的）など多岐にわたった。これらを遂行するに際して、会頭の栄一と事実上の実務責任者である梅浦がいかに調整して方向性を打ち出したのか、そのプロセスについて立ち入って検討することを本稿の課題に設定する。

東京商法会議所に関する研究は、山口和雄氏による「明治十年代の『資本家』団体—東京商法会議所について—」（『明治前期経済の分析』東京大学出版会、1956年、第7章所収）を嚆矢として、複数の成果が存在しているものの¹⁾、梅浦の存在や役割について言及されることはごくわずかである。

1) 永田正臣『明治期経済団体の研究』日刊労働通信社、1967年、平野隆「明治前期東京における財界の形成とその性格—東京商法会議所・商工会の活動—」（慶應義塾福澤研究センター『近代日本研究』第6号、1989年）、木村昌人「経済団体の情報機能—商業会議所」（佐々木聡・藤井信幸編『情報と経営革新—近代日本の軌跡』同文館、1997年）、浅田毅衛「東京商法会議所の設立と明治前期の流通政策」（明治大学商学研究所『明大商学論叢』第80巻第1・2号、

当時における同所の活動の実態をより明らかにするには、栄一と梅浦との関係を位置づけることが重要といえる。

本稿で用いる史料は、特に断らないかぎり、渋沢青淵記念財団竜門社編纂『渋沢栄一伝記資料第十七巻』（渋沢栄一伝記資料刊行会、1957年）に依拠する。

本稿は、筆者が取り組んでいる商法（商業・商工）会議所および商工会史研究の一角をなすものでもある²⁾。

1. 東京商法会議所の創設と梅浦の登用

梅浦は、上司にあたる内務省勧商局長の河瀬秀治から推されて、東京商法会議所の書記に就いた³⁾。

ここで、河瀬の足跡についてふりかえってみたい⁴⁾。

河瀬は、1839（天保10）年に丹後国田辺藩（現在の京都府舞鶴市域）藩士の牛窪成弘の三男として生まれ、10歳の時に宮津藩（現・京都府宮津市）の重臣である河瀬治休の養子となった。その才を認められて青年期から藩政に参画し、宮津と京都を頻繁に往復した。明治維新後に藩主の松平家は佐幕の姿勢をとったが、河瀬の進言から恭順に転じたという。

明治政府は河瀬を公議人（地方官）として起用した。1868年12月の武蔵県知事をはじめ、小菅（現・東京都足立区区域など）・印旛・群馬兼入間・熊谷の権・県知事・県令を歴任し、各地で殖産興業や教育の近代化を推進した。その手腕が大久保利通に評価され、74年に内務大丞兼勸業権頭に累進した。同省に勸業寮を構え、地方庁には勸業課の設置を促した。

1876年5月に新設された勧商局長に就いている（翌77年には内務大書記官）。

勧商局は、勸業政策の方向性として「自今事業拡大ノ目途ハ、内外市場ノ物価、各国貿易ノ景況ヲ探聴シ（中略）或ハ商業習学所ヲ設立シ、或ハ商法会議所、商業組合及商標ノ規則条例等ヲ編成

1998年2月）、三和良一「一八八〇年代の資本家団体－東京商工会の設立とその活動」（同『日本近代の経済政策史的研究』日本経済評論社、2002年、第1章所収）。

2) 最近の商工会議所研究としては、「小特集：川越商業（商工）会議所と地域経済－川越商工会議所資料の可能性－」（立教大学経済学会『立教経済学研究』第72巻第1号、2018年7月）があげられる。同研究は老川慶喜氏を中心に進められており、筆者も「高度経済成長期以降の川越地域における大規模小売店の開店・進出と商業活動調整協議会」を寄稿した。

筆者は、2021年5月に開催された東アジア文化交渉学会第13回年次大会（於・二松学舎大学）において「日本の財界－商業会議所を中心として－」を報告した。

商工会議所史の研究動向については、廣田誠「同業者団体」（経営史学会編『経営史学の50年』日本経済評論社、2015年）を参照のこと。

3) 「梅浦精一君の死去」『竜門雑誌』第286号、1912年3月、68頁（渋沢栄一記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料第五十二巻』渋沢栄一伝記資料刊行会、1963年、566頁）。なお、煩雑さを避けるため、以下では『渋沢栄一伝記資料』を『伝記資料』と略記する。

4) 斎藤一暁『河瀬秀治先生伝』上宮教会、1941年。

スルノ諸般ニ在リ」⁵⁾と輸出入の拡大に向けて教育機関や商業会議所などを創設することの有用性を強調しており、注目に値しよう。

河瀬は、フィラデルフィア（76年）・パリ（78年）・シドニー（79年）・メルボルン（80年）万国博覧会事務局事務官長とともに、77年に国内で初めて開催された第1回国内勧業博覧会（会場：東京・上野公園）事務局長を兼務して、それぞれの運営に力を尽した。

1880年には8ヶ月間欧米諸国を歴訪し、商工業や貿易の実況を視察している。

続いて大蔵省商務局長（大蔵大書記官）や1881年に新設された農商務省の商務局長兼工務局長を務め、同年10月に退官した。

その後実業界に転じ、1882年に横浜正金銀行取締役、84年に同伸会社取締役となった。同伸会社は、富岡製糸所（76年に製糸場から改称）第3代所長などを歴任した速水堅曹や星野長太郎（上毛繭糸改良会社社長・群馬県南勢多郡水沼村）、長谷川範七（生糸改良長谷川組代表・長野県伊那郡喬木村）、高木三郎（ニューヨーク駐在領事）および河瀬などによって、外国商館を通さずに生糸を海外へ直接輸出することを目的に、1880年に横浜で立ち上げられた⁶⁾。河瀬は、国内の有力産品である生糸および茶の直輸出の推進を強く志向していた。翌81年から富岡製糸所が生産した生糸の委託販売を開始した。河瀬は速水の後継として85年に第2代社長に就任している。

さらに、1887年に富士製紙を設立して初代社長となり（現在の王子コーポレーションのルーツ）、96年には富士紡績の設立に関与している（現・富士紡ホールディングス）。

1885年には、森村市左衛門（森村組）とともに、貿易振興のために、日本貿易協会を創設した。

これらとともに、河瀬は、後に日本美術協会となる竜池会や東京美術学校、聖徳太子を顕彰する上宮教会や中央仏教会館に関係するなど、社会貢献活動にも熱心に取り組んだ。

河瀬は開明的かつ通商や産業に長じる、当時としては希少な経済官僚であった。それゆえ、英語をはじめ語学に秀で海外事情に通じるとともに近代的な経済システムもよく理解していた梅浦とは波長が合い、大いに引き立てていった。

続いて、東京商法会議所の創設過程について述べていきたい。

具体的には、大蔵卿の大隈重信や内務卿の伊藤博文、前述のように勧商局、さらに前島密などからの勧奨と欧米諸国に関する情報提供を受けて、第一国立銀行頭取の渋沢栄一をはじめ三井物産社長の益田孝や東京日日新聞を発刊していた日報社社長の福地源一郎（桜痴）が中心となって、当時の不平等条約の改正に向けての「商人の輿論形成」を主たる目的とした会議所の立ち上げの準備に着手した。その必要性を共感した三野村利助（雑業：三井組）、大倉喜八郎（西洋織物商：大倉組）、渋沢の従兄にあたる喜作（生糸・米穀商）、竹中邦香（米商会所頭取）、米倉一平（両替商・前米商会所頭取）が発起人に名を連ねた。

5) 依田信太郎編『東京商工会議所八十五年史 上巻』東京商工会議所、1966年、289頁。

6) 横浜市編集・発行『横浜市史 第3巻上』1961年、645～647頁（海野福寿氏執筆）。

栄一をはじめとする8名の発起人が、1877（明治10）年12月27日に、東京府知事（第6代）の楠本正隆に対して、「商法会議所設立之儀願書」を提出した。同書は、官僚独占の弊を補うために民間機関としての会議所の設立が緊要であることを強調している。同書は即日内務卿の大久保利通へ上申された。

同書に添付された「商法会議所設立見込書」には、役員構成が次のように示されている⁷⁾。

理事本員：会頭・第一副会頭・第二副会頭（各1名）および会計方（1名）・書記（2名）

翻訳方（1名）・筆生（2名）

理事委員：仲裁控訴委員・内国商業事務委員・外国貿易事務委員・運輸及船舶事務委員（各5名・会長1名）

会計方・書記・翻訳方・筆生の職務は以下のとおりに細かく定められた。

会計方：会頭副会頭ノ指揮ニ從テ会議所ノ簿記計算及出納事務ヲ掌ル

書記：会頭副会頭又ハ各課委員會長ノ指揮ニ從テ諸方案ヲ調査シ及記録ノ事ヲ掌ル

翻訳方：会頭副会頭又ハ各課委員會長ノ指揮ニ從テ諸翻訳及洋文ノ事ヲ掌ル

筆生：会頭副会頭又ハ各課委員會長ノ指揮ニ從テ諸文書ノ淨写ノ事ヲ掌ル

また、この4役は「会頭ノ考案ヲ以テ之ヲ社員中又ハ社外ノ人ヨリ選任スヘシ」、社員中から選挙された会計方または書記は「其管理ノ事務ニ付テハ会頭ノ指揮ヲ受クルト云トモ、衆議投票ノ時ハ社員タルノ権利ヲ有スヘシ」と定められた。

同願書は、翌年の1878（明治11）年3月12日に、楠本から条件付きながら認可された。

他方、栄一らは、河瀬勸商局長に対して、77年12月に会議所庁舎のための家屋1棟の貸与と録時・翻訳者・筆生などの雇用のために毎月250円の下付を願い出た。翌78年3月12日に年額1,000円まで保護金として下付、家屋貸与は不可とすることが回答された。やむをえず、同月27日に楠本府知事に対して庁舎用家屋の新築と下付を申し出でたところ、早くも翌28日に認められた。家屋は東京府京橋区木挽町10丁目13番地（現・中央区銀座6丁目）に新築されたもので、議事堂が52.5坪、その他が46.7坪の合計99.2坪、建設総額は2,275円であった。なお、同地は栄一がその創設と運営に力を注いだ商法講習所の敷地内で、同所の建物と隣接していた。

この間、栄一らが会員の勧誘に奔走した結果、合計51名が参画した。そして、1878年8月1日に日本橋区駿河町の三井銀行本店で第一集会（設立総会）を開催し38名が出席した。

そこで、初代会頭に栄一、第一副会頭に福地、第二副会頭に益田が選出された（正副会頭3名は理事本員）。続いて、理事委員として各領域で調査・研究をおこなう内国商業事務委員に渋沢栄一・益田・三野村・渋沢喜作・竹中、外国貿易事務委員に益田・大倉および中山讓治（精工社）・岸田吟

7) 「東京商法会議所官衙諸通達並上申書綴 一」（『伝記資料 第十七巻』1957年、6～7頁）。

香（売薬商）・堀越角次郎（呉服商：丸文）、運輸及船舶事務委員に岸田および岩崎弥太郎（郵便汽船三菱会社）・吉村甚兵衛（洋酒商）・川崎正蔵（造船・運送商：川崎造船所）・笠野熊吉、制度の構築を担う議事規則取調委員に栄一・福地・益田および成島柳北（朝野新聞社社長）と栗本鋤雲（報知社）が選ばれた。

なお、同集会には河瀬および楠本が来賓として出席し、演説をおこなった。

創設の背景について、1892年に刊行された『東京商工会沿革始末』（東京商工会残務整理委員作成）は次のように叙述している（16～17頁、適宜読点を付する）⁸⁾。東京府知事の意向さらに望まれるあり方も示唆される。ここでいう「会議所」は東京会議所のことである。その詳細は後述する。

東京府知事ハ会議所本分ノ共有金交渉事件ノ外ニモ苟モ、東京一般ノ商工業ニ利害ノ関係アル事務ニ会ヘバ之ヲ会議所ニ諮問シ会議所モ亦調査討議ノ勞ヲ憚ラズシテ其得失ヲ實際ニ研究シテ答申シ時アリテハ意見ヲ開陳シ、自ラ府知事ノ為ニハ商工業ニ必要ナル顧問ト為リ、加フルニ其議員ハ概皆府下ニ知ラレタル名士紳商ノ団体ナリシヲ以テ、世上ニ於テモ自ヲ重ヲ此會議ニ推シ、当路ニ於テモ亦漸次其諮問ヲ下サント望ミタリシニ、一旦其解散（1876年12月：引用者）ニ会ヒテ朝野其望ヲ失ヒタルガ如クナリキ、而シテ此団体ヲ為シタル各自ト雖モ公益ヲ冷視シ去ルハ其本意ニ非ザルヲ以テ、府下商工業ノ利益ノ為ニ憤起スベキノ必要アラバ憤起スベク結合スベキノ時機アラバ結合スベキトハ思惟シタルガ如クナリキ、此時ニ当リ商工業ヲ奨励スルハ積極的政治ノ要務ナレバ商工団体ノ意見如何ヲ知ルハ欠ク可カラザルノ必要ナル

初代副会頭の益田は以下のように述懐している⁹⁾。89歳の高齢であるとともに設立から60年の時を経ているにもかかわらず確かな言及といえる。

商法會議所が出来たのは横浜の居留地にもチャンブル・オブ・コンメンズと云ふものがあり、外国などでは中々よくやつて居るので我国でもさういうものが必要であると云ふので、渋沢子爵が中心となつて出来たものです。

渋沢子は至つてデモクラシーの人で、零碎の金を多数の人から集めて会社を興こし、独裁的でなく公平に皆んなが仲よく実業界の問題を多数の人々によつて相談して、公平無私に我国商工業の発達を図らなければならないと云ふので私も賛成したのでした。

商法會議所の規定整備にあたっては、内務省や大蔵省および横浜に居留する外国商人による横浜外国人商業會議所（1866年創設）から情報提供を受け、特にイギリスのスタイルを軸として検討を

8) この作成には同会幹事（議員に相当）を務めていた梅浦が関与したとみられる。

9) 益田孝・星野錫・成瀬隆蔵・井上角五郎「東京商工会議所の過去を語る」『商工経済』第5巻第4号、1938年4月、125～126頁（『伝記資料 第十七巻』16頁）。

重ね、翌9月4日と12日に臨時会を開いて、規則（定款にあたる）と議事規則を議決した。これを10月7日に内務卿兼大蔵卿の伊藤および府知事の楠本に上申している。

さて、梅浦が何時に東京商法会議所へ入職したのかは残念ながら明らかではない。梅浦が内務省でその設立に向けての業務に携わったとの言及があり¹⁰⁾、また、成瀬隆蔵（東京高等商業学校教頭や大阪商業学校校長および三井合名理事などを歴任）は設立と同時に書記長となったとふりかえっている¹¹⁾。梅浦の存在は78年8月1日の第一集会の議事録（回議録）や新聞報道には記されていない。しかし、組織の構築や集会の開催準備などの作業に関わることが必要であったと考えると、同年の春から初夏にかけて移籍したとみるのが妥当であろう。

梅浦の起用においては、河瀬のみならず、大蔵省在籍時から面識があった栄一および関係者が梅浦の高い能力と人格を評価していたことがポイントとなったと史料される。

梅浦の職位は、従来指摘されていた書記長ではなく、「書記」であった。78年9月4・12日に決議された東京商法会議所規則には以下のように定められた。

第十款 書記ハ議場ニ於テ議案ヲ読ミ、議事ヲ記シ、諸文案ヲ考査シ及ビ文書記録ヲ保管シ、通信往復ヲ掌ル

同規定には、「諸翻訳ヲ掌ハリ及ビ洋文書類ヲ保管」（第十一款）する翻訳方、「諸文書浄写ノ事ヲ掌ル」（第十二款）筆生、「出納計算及ビ簿記ヲ管理」（第十三款）する簿記方も定められている。前述の「設立見込書」の規定がほぼ踏襲されたといえる。諸外国からの照会への対応および交流の必要性が意識されるとともに、国内に普及途上の最新の会計ツールである複式簿記の活用が盛り込まれており、近代的な職制と評し得る。

同規定第十六款には、「書記・会計・翻訳等ノ諸員ハ会頭ヨリ会中又會外ノ人ヲ選ヒ之ヲ命ス可シ」と書記等は会頭が適任者を指名するとある。

管見の限りでは、この時期に翻訳方、筆生、簿記方を個別に採用ないし登用したとの記録はなく、梅浦が各職務も兼ねたと考えられる。洋学や近代簿記の日本におけるフロンティアの一人である梅浦からすれば難しいものではなかったであろう。梅浦は運営の実務全体を統括したのである。1879年には萩原源太郎が書記に就いており¹²⁾、梅浦との2名体制で実務を切り盛りしていくこととなった。

書記および翻訳方、筆生、会計方は正副会頭と同様に理事本員とされており、単なる事務担当者

10) 山寺清二郎編『東京商業会議所会員列伝』聚玉館、1892年、131頁。

11) 前掲「東京商工会議所の過去を語る」127頁。

12) 『伝記資料 別巻四 書簡(二)』1967年、620頁。萩原は東京商法会議所の後身である東京商工会書記および東京商業会議所の初代書記長を1905年まで務めた。この時期の書記職は、現在の商工会議所の専務理事に相当する。梅浦とともに会議所実務の先達と記憶されるべきである。その後は東京瓦斯総務部次長や京城電気監査役などを歴任した。ちなみに、これらは福島甲子三（梅浦と同郷の新潟県長岡出身で栄一の盟友：1858年～1940年）の後任にあたる。

にとどまらない組織運営に重要な存在として位置づけられたことを付言しておく。

梅浦の動向が最初に確認されるのは、勸商局から諮問された商標条例制定への対応である。

1878年11月12日に、河瀬勸商局長から商標条例（全16カ条）および商標認許願手続規則（全7カ条）が示され、実際の便否を諮問された。具体的には、欧米のように商標制度を導入し、生産者または商人は自らの商品に商標を用い、これを専用する場合は内務卿に願い出て認許を受けなければならないというものであった。

これを受けて、11月28日に第三臨時会を開催した。勸商局一等属の神鞭知常が出席して条例の概要を説明した後に質疑応答と意見交換をおこなった。本来は議長を務めるところの会頭の栄一も竹中に議長を任じて議論に加わった。意見がまさに百出したため、福地が議事規則第十六条第五項に拠り議員および理事委員並びに書記から立案（立按）委員を選出して原案を作成させることを提案した。これが認められたため投票に移り、福地（30票）、益田（27評）、栄一（22票）、成島（11票）、および梅浦（25票）が選ばれた¹³⁾。

5名の委員が検討を重ねた結果、条例の必要性は認識するものの現時点での制定・実施は時期尚早との結論に達し、翌79年2月27日の第五臨時会で議決された。3月4日付けで渋沢会頭から復申を發した。その理由として、日本の商人は商標を理解しておらず実施がかえって専用の企欲を増し官民共に混乱すること、古来より商人間で使われ善良な慣習となっている符号が商標の導入によりその価値が失われること、認許・不認許で専用権の有無を判別するのは法理上至当といえども各商標で識別するのは困難でかえって善意の違反者を出すおそれがあることを指摘している。この復申の末尾は次のとおりである¹⁴⁾。

右数条ノ障害ハ原案ノ御趣意ニ就テ条理上ヨリ之ヲ論スレハ一言下ニ其不便ナキ事ヲ弁明シ得ベキ哉ニ候得共、凡ソ法則ノ以テ實際ニ行ハルハ都テ言論ニテ講究候如ク容易ニ行届候事ハ無之ニ付テハ願クハ法理ノ体面ニ拘着セス厚ク実況ノ御注意有之、秩序ヲ追テ其整備ノ域ニ至ル事ヲ御勉メ相成目下簡單ノ方法ヲ以テ只商標ノ効ヲシテ各商人ノ腦裡ニ醸成セシムヘキ御施設有之度候、依テ原案ヲ返呈シテ此段回陳仕候也

政府に対しては、商標のあり方について、法制度の確立にこだわらず、商習慣の実態にそくして、秩序を追い、簡便な方法・体制をもって商人に定着させるべきと提言している。

その後、商標条例の制定はひとまず沙汰済みとなった。政府が会議所の意向を受け入れたのである。この復申は東京商法会議所が發した答申書の嚆矢である。もとより原案の起草には梅浦があつたとみて相違なからう。

13) 「東京商法会議所要件録」第23号、1881年3月（『伝記資料 第十七巻』90～98頁）。

14) 「東京商法会議所官衙諸達並上申書綴 二」（同上書、102頁）。

この間、1879（明治12）年1月22日には、オーストリア領事のマーチン・ドーマンから東京府勸業課を通じて日本の手形制度についての調査依頼があった。同月25日に10項目の質問に対する回答書を送付した。注目すべきは、英訳文も添付されたことである。作成にあたっては梅浦の語学力が早速発揮された可能性が高いが、残念なことにこれ以上は不明である。

II. 書簡を通じた渋沢栄一と梅浦精一との情報共有

栄一は役員に就いた多数の企業や団体とは緊密に連携を取り続けた。相互の情報や意見の交換、状況の報告、さらに共有をおこなうのに用いられた手段ないし方法は書簡・手紙をはじめ電信や電話および面談である。これに関しては、島田昌和氏の研究によってよく知られるところとなった¹⁵⁾。

『渋沢栄一伝記資料』別巻第三および四（渋沢青淵記念財団竜門社発行、1967年）には栄一が関係者や近親者および知人・友人などに送った多数の書簡が採録されている。このうち、梅浦へのものは72通におよぶ。

これらには年あるいは月が記載されていないものもあるため、全ての執筆日は確定できないが（それだけ頻繁にやり取りしていた証左といえる）、内容からの推定で1880年が4通、81年が46通、82年が2通、未詳が20通である。これらを吟味すると、多くが東京商法会議所の活動や運営にかかわるもので、具体的な指示をはじめ情報提供および共有やスケジュール調整など多岐にわたっている。

確認される栄一から梅浦への書簡のなかで、最初のものとして推定されているのが、1880（明治13）年11月29日付である。全文は以下のとおりであった¹⁶⁾。

工業協同舎への議場貸渡候事ハ差支無之候ニ付、扱善会之例ニ倣へ御取計可被下候廿七日御状中講習所之事ハ来月之定式会ニ報告候様御手配被下度候、福地、益田杯と打合ハ不仕候得共、表向被達候上ハ、一応報告して尚其上之見込議事ニ付し候方可然と存候

来月五日之議目ハ来意之通ニて宜敷候、但、可相成ハ金融報告ハ其時々出来いたし一枚宛交付し、且、小生聊之報告之体裁上ニ於て演説仕度存候間、其辺ニ御取調可被下候、右之段拜答申上候 勿々白

廿九日

栄一

梅浦様

15) 島田昌和「近代企業オルガナイザーの情報行動—渋沢栄一—」（前掲『情報と経営革新—近代日本の軌跡』第4章所収）に詳しい。のちに同『渋沢栄一の企業者活動の研究—戦前期企業システムの創出と出資者経営者の役割—』日本経済評論社、2007年、第4章に所収。

16) 栄一から梅浦への72通の書簡は、『伝記資料 別巻第三 書簡（一）』の179～204頁に収められている。煩雑さを避けるため、各頁の注記は割愛する。

他団体への議事堂の貸し出しは択善会（1877年に栄一が中心となって創設された銀行の業界団体）に倣うこと、開催を予定している臨時会議の議事内容、東京府知事の松田道之から要請された諸商品の流通および金融や運輸の状況にかかる調査について指示がなされている。

この文面からは、梅浦が栄一のもとを訪れて、さらに栄一に手紙を送り（27日付）、諸事の報告をおこなったうえで指示を仰いでいたことがわかる。

時期は下るが、1881（明治14）年2月3日に栄一は梅浦に書簡を送り、「理事改選期ニも有之候ニ付是非多人数出席を要し度候間其辺も通達仕度と存候」と述べたうえで、運営の活性化と効率化のために議員数と定式会議数の変更を提起した。両者が検討した結果、議員数を50名から100名へ増員、会議数の月2回から年4回への減少として、同月9日の第十九定式会議で決定した。同月14日付の書簡では、「議員ニ組合相立候説ハ堅く議決せざる様覚居候、御取調可被下候小生引受之議員増募人名ハ此ものニ御遣し可被下候」と実施に向けて細かく指示した。

同会議では、栄一は正副会頭の重任が毎年続くと「其事務承継ノ際ニ於テ簡便」である一方で「理事本員ト議員トノ間主客ノ勢ヲナシ、却テ協同共存ノ損スルノ恐ナシトセズ」¹⁷⁾と述べ、正副会頭が重任されるにせよそのうちの1人は必ず改選することを提起し、認められた。これを受けて、福地が退任し大倉が後任に当選した。また、各事務委員を集結させる委員総会の設置も決めた。栄一および梅浦が組織基盤の強化と運営の円滑化に心を砕いていたことが見てとれる。

Ⅲ. 各種建議および答申・復申の作成と発出

東京商法会議所は、明治政府や東京府に対して、自発的に多種多様な建議書を作成・提出した。

その嚆矢は、創設間もなくの1878年12月11日に内務卿の伊藤博文宛てで提出した俵造（荷造）改良に関する建議である。

新潟県笹口浜村出身で北海道函館にて運送業を営んでいた遠藤吉平は米・塩・麥粕などの荷造方法が不十分のために多大なる損失が発生していたことを憂いて、79年3月8日に当時の内務卿の大久保利通に改善策を建言したものの成果に乏しかったため、同年11月27日に岩崎弥之助を介して東京商法会議所に「米塩俵作改正ノ議」として陳情した。栄一は12月5日の第五定式集會に諮り、賛意を得て、建議におよんだのである。その後事態が進展せず、遠藤の再要請もあり、80年6月に各府県の勸業課に対して実態調査と周知を依頼した。東京商法会議所の動きをふまえて、同月に大阪商法会議所、翌81年2月に長崎商法会議所（79年5月創設：初代会頭・松田源五郎）が同様の建議をおこなったことを付記しておきたい。

1879年以降に発せられ、記録に残るものは以下のとおりである¹⁸⁾。

17) 「東京商法会議所要件録」第22号、1881年2月（『伝記資料 第十七巻』568頁）。

18) それぞれに関しては、前掲『東京商工会議所八十五年史』315～378頁の各項も参照。

- ①各商同業組合設立ノ儀ニ付建白（1879年3月18日、東京府知事楠本正隆宛て）
- ②法律御改正ヲ要スル建白案（79年9月11日、内務卿伊藤博文および大蔵卿大隈重信宛て）
- ③条約改正ニ付建言書（79年9月15日、外務卿井上馨および大隈大蔵卿宛て）
- ④西洋形五百噸以下商船々長試験過程御改定ヲ要スル儀ニ付建白（79年11月22日、伊藤内務卿宛て）
- ⑤太政官第二十一条並ニ大蔵省乙第十八条布達ニ付建言（1880年5月5日、大蔵卿佐野常民宛て）
- ⑥銀貨価位ノ義ニ付建言（80年6月14日、佐野大蔵卿宛て）
- ⑦危害物船積規則中偽称貨物没取ノ一条御追加ヲ要スル儀ニ付建言（80年8月10日、佐野大蔵卿および内務卿松方正義宛て）
- ⑧諸職工師弟間契約方之義ニ付建言（80年11月15日、佐野大蔵卿および松方内務卿宛て）
- ⑨商家師弟間契約方之義ニ付建議（80年12月14日、松方内務卿および佐野大蔵卿宛て）
- ⑩商票条例制定之議ニ付建議（81年6月17日、農商務卿河野敏謙宛て）
- ⑪難破船々員給料支払方並共担分損法ノ御制定ヲ要スル義ニ付建議（82年2月22日、農商務卿西郷従道宛て）

①は政府により撤廃された株仲間ないし同業組合の業界秩序の維持および徴税の利便性のための再生さらに新たな組成、②は横浜外国人商法会議所の要請を受けて民事および商事に関する法令（特に貸借訴訟関係）の改正および整備を求めた。

③は停滞していた条約改正交渉の加速を促すもので、関税自主権の回復と輸入税の引き上げを主軸とし、その対策として地租の縮減、物産の増殖、貿易の拡張および外債支払の計画の樹立を求め、さらに「沿海運搬ノ権ヲ我ニ収メン事」、「開港場ノ増設」、「輸入定額税ヲシテ不平均ナカラシメン事」、「海関ニ於テ借庫ノ増築」、「戻り税ノ方法ヲ創設セラレン事」、「輸入品評価ノ法則ニ改正」、「輸入品課税ノ方法ニ改正」、「海関税ハ我本位貨幣ヲ以テ徴収セラレン事」の8点を具体的に要望した¹⁹⁾。

④は海員試験規則を緩和して船員不足に対処するとともに船長および一・二等運転手試験受験者の年齢や実地運転経験年数を引き上げて外航船船員のレベルアップを希求した。

⑤は政府が各米商会所および東京・大阪株式取引所や横浜取引所で禁じた限月取引（定期売買）の再開許可、⑥は政府の不換紙幣増発により生じた銀価格の高騰の抑止、⑦は危害品船積規則を改正して危害品をひそかに船積みした場合は該当貨物を没取することを盛り込むとともに政府が注意喚起すること、⑧および⑨は明治維新以降弛緩していた職工および商家の師弟ないし徒弟関係を正常化するための契約法規の整備を要求した。

⑩は島村勤業会社（群馬県佐位郡：社長・田島弥平）からの要望を受けて議論をおこない認許証票制に立脚した条例制定を求めた。この際、商標条例草案（全19カ条）および商標認許願手続規則（全7カ条）を作成・添付している。

19) 『東京経済雑誌』第14・15号、1879年11月15・29日（『伝記資料 第十七巻』193～200頁）。

①は難破した船舶の船員への給料支払い、遭難時に沈没を防ぐために積荷の一部を投棄した場合積荷全体の損失とみなして平均分担する共損分担の法整備を求めた。これには、オランダ・ドイツ・フランス・イタリア・ベルギー・イギリスにおける関係法体系を調査、全15カ条からなる共損分担法の草案を作成し、添付した。

さらに、各所からの諮問ないし下問に対する復申や答申もあった。

- ・日本橋区魚市場の移転について下問、分離を不適当とする旨復申（1879年9月18日東京府知事楠本正隆より受領、11月21日に回答発出）
- ・紙幣下落、物価騰貴の救済策、並びに米商会所および円銀取引所の利害得失に関し答申（1880年4月13日大蔵卿佐野常民諮問、17日発出）

梅浦は、これらの策定にあたり、内容（見解およびバックデータないしエビデンス）の精査、関係者間の調整、案文の起草に、栄一や益田・福地・大倉らと連携して取り組んだ。

栄一から梅浦への書簡では、⑨について「商家子弟年限議案ハ些冗長ニ過候様被存候、併趣意ハ右ニテ異案無之候、衆議可然御取究可被下候」（1880年12月5日）とある。

⑩については複数におよぶ。長くなるがその要諦を引用しておきたい。

「商標之儀ニ付過般之会議顛末各員ニ相示し候ハ高考之通ニテ可然候、小生も拙宅之録事検出取調候得共、第三号ニ有之候分ハ決議之時ニテ却而其詳細ハ了知仕兼、又十一年十一月頃之会議ハ未タ要件録出来以前ニ付見当り不申候、次之臨時会ニ供し候ハ要用と存候、御廻し之草案ハ今夕一覽返上可仕候」（81年2月24日）、「蚕種商標ニ付臨時集会ハ廿日後ニ致度候間廿二日ニテハ如何と存候、福地氏ニハ是非欠席不相成様仕度ニ付、同氏都合御聞合、御取究可被下候、益田も夫迄ニハ必ス帰着と存候」（3月15日）、「不認許連之取調ハ福地ヨリ貴兄へ申上相願候筈ニ打合置候。明日にも日報社へ御打合可被下候」（同月28日）、「不認許商票調ハ昨夜益田とも打合候得共、近日一夕福地と共に三人相会し、各所見討議仕度、就而ハ明後七日ニテハ如何哉、福地へ御問合可被下候、場処ハ何れニてもよろしく候」（4月5日）、「不認許商票草案ハ未タ小生之手へハ廻り不申候、相廻り候ハ至急閱了返上可仕候、其上草案双方共印刷ニ付し臨時会日取究申度候」（5月12日）、「商票之草案ハ少々認入度処も有之哉ニ付、両三日中ニ愚案付記して福地へ相廻し可申奉存候間、其上同氏へ御催促可被下候（廿日迄ニハ必ス相廻し可申候）」（同月19日）、「商標条例之改正案も最早浄書被下候筈ニ付、右等取揃候ハ十日前ニ臨時会議相催し度候、九日夜ニても可然歟、夫是御配慮可被下候」（6月6日）と、策定に向けて尽瘁していたことが読み取れる。

各建議は、時期やレベルないし水準は様々であったが、少なからず実現に至っている。これに関して、山口和雄氏は、「従来、明治初期の経済政策はほとんど政府によって立案実行されたと思われがちであった」が、「本会議所が明治一一年一五年において演じた役割を検討しただけでも修正されねばならぬことは明か」であり、「会議所の根本方針は（中略）商工業の自由にして実際の発達

への要望(中略)新興資本としてはまさに当然の要望」²⁰⁾と指摘されている。正鶴を得た論究といえる。

IV. 商法講習所の創設と運営への関与

この時期の東京商法会議所の活動のなかで注目すべきは、商法講習所に関する問題への対応である。以下では同所の概略を述べておきたい²¹⁾。

商法講習所は、駐米日本代理大使を務めた森有礼がアメリカのビジネスカレッジをモデルとする商業教育機関の立ち上げを計画し、福沢諭吉などの協力を得て、1875(明治8)年8月に森の私塾として東京府銀座尾張町(後の京橋区)に創設された。

同年11月に森は清国公使として同国への赴任を余儀なくされた。善後策を東京府知事(第5代)の大久保忠寛(一翁)や内務大丞で後に東京府権知事を兼務する楠本正隆と相談した結果、栄一が会頭、福地や益田が議員を務めていた東京会議所に管理を依頼することとなった。東京会議所は、寛政年間以降に松平定信が推進した町会所における共有財産の蓄積である「七分積金」を継承した組織で、道路や橋の建設・修繕やガス灯の設置などのインフラ整備や社会福祉施設である東京養育院の運営を担っていた²²⁾。

なお、商法講習所への関与が栄一の教育事業への尽力の先駆けである。

翌76年に商法講習所は東京府へ移管され、近隣の木挽町10丁目13番地に移転した。そして、外務省二等書記官(ワシントン駐在)や駐米代理公使を務めた矢野次郎(二郎とも称した)が所長に就いた。

矢野は商業教育に熱意をもって取り組み、内容の充実と校勢の拡大を進めた。栄一は東京府から囑託されて商法講習所の事務に参与していたが、矢野の旺盛な姿勢を評価し、商業教育の重要性を強く認識するとともに教育に対するモチベーションを高めていった。また、益田は矢野の義兄にあたり、諸側面から支援した。

しかし、商業教育に対する理解が広がらず、英語での教育への批判が高まった。1879(明治12)年4月に、東京府会は商法講習所への経費支弁を半額に減ずることを決議した(2,500円減)。栄一は「折角伸びかゝつたのを嫩葉の中に摘み取るやうな事があつてはならぬと考」²³⁾え、有志12名か

20) 『明治前期経済の分析』東京大学出版会、1956年、256～257頁。

21) 商法講習所に関しては、東京都編集・発行『都史紀要八 商法講習所』(1960年、手塚竜磨執筆)、杉山和雄「商業教育の発展と矢野次郎」(成蹊大学経済学部学会『成蹊大学経済学部論集』第3巻第1号、1972年10月)、国立教育研究所編集・発行『日本近代教育百年史 産業教育1・2』1973年(杉山和雄氏執筆)、作道好男・江藤武人編『一橋大学百年史』(財界評論新社、1975年)、三好信浩『日本商業教育成立史の研究』(風間書房、1985年)、島田昌和『『合本』資本主義と高等教育への反映 東大・早稲田・一橋への支援』(橘川武郎・田中一弘・島田昌和編著『渋沢栄一と人づくり』有斐閣、2013年、第1章所収)に拠っている。

22) 東京会議所およびその前身というべき東京営繕会議所や町会所については、さしあたり前掲『東京商工会議所八十五年史 上巻』193～252頁を参照されたい。

23) 高橋重治・小貫修一郎『青淵回顧録 上巻』青淵回顧録刊行会、1927年、436頁。

ら1,200円余の寄付金を集め、同所へ提供した。不足分は矢野が私財を投じている。なお、栄一は同年11月には東京府から同所委員に任ぜられている。

1880（明治13）年11月27日に、松田府知事から東京商法会議所に対して、商法講習所の教育方法並びに組織のあり方についての調査を託された。

栄一は梅浦に対し、前述に加えて、「講習所委員人数ハ衆説ニテ人員取究投票候様仕度候」（12月5日付書簡）と指示を出している。

同年12月9日に第十臨時会議、14日にも会議を開き、矢野および商法講習所教員の成瀬正忠を招いての意見聴取と参加者間での意見交換をおこなった。栄一は熟議を要するとしつつ、次のような方針を示した。

- 第一 凡ソ此校ニ入学スル者ハ、初級ニ於テ先ツ日本固有ノ商法ヲ習修セシムベキ事
- 第二 現行ノ教則ヲ更メ、国語ヲ以テ本科ト定メ、総テ国語ヲ以テ之ヲ教授スベキ事
- 第三 本科卒リテ、更ニ外国ノ商業ヲ習修セントスル者ノ為メニ別ニ付属科ヲ置キ、英語ヲ以テ之ヲ教授スベキ事

栄一は梅浦に対して、12月17日付け書簡で、「商法講習所之事ニ付、議事要件録ハ一覽之上益田へ廻し置候、廿四日之会議ハ先日之残りト此講習所之有様を報告し、且、委員取究之事」と指示した。同月22日の第十一臨時会議では、議論を継続したうえで、調査委員に理事本員を推すこと、議員のから2名の事務補助者を選出することを決めた。

1881（明治14）年1月7日に、栄一は梅浦への書簡のなかで、「講習所委員兩名選挙之人ハ好き御考有之候哉、是ハ小生限り御相談申上候」と述べている。

1月15日の第十八定式会で事務担当者に木村豊次郎（舶来織物商）と清水九兵衛（畳表商）が選ばれた。検討を重ねたうえで、4月27日に渋谷会頭名で松田府知事に対して上申書を提出した。

その要諦は、修業年限は5年間とし、前半3年間は日本語で国内商業に関する科目とともに外国商業を学ぶ階梯として英語、後半2年間は英語で外国商業について講ずるというものであった。

これまで矢野が主導した英語を用いた本格的かつハイレベルな商業教育の意義を栄一はもとより、既述のごとく洋学教育や近代複式簿記の導入および普及に携わった梅浦も十分に認めていた。しかし、商法講習所に対する厳しい世評が高まるなかで、存続させることを第一義として、現実的な対応をとったのである。

5月7日付けで梅浦へ送った書簡のなかで、栄一は前向きにかつ落ちついて関わっていくべきと以下のように記している。

講習所之全体を彼是議論有之哉ハ難測候得共、到底金主之惣代人なれハ色々之儉約論も可有之歟、さり迎無くてハならぬ事ハ一朝之説ニテ自由ニも相成間敷と存候、其辺ハ自然ニ任せ候様

致度、就而ハもし御序も候ハ、些気を広く持様ニ御忠告可被下候尚委細ハ来ル十日拜眉可申上候

その一方で、栄一は梅浦に「講習所之事ハ遺憾千万、矢野ニ面会候而ハ愛子を失ふ人ニ接する之情を生し、却而欲言不能言事多く有之候」（6月22日付け）と述べ、対応に苦慮していた側面も見てとれる。

これとともに、同年5月頃から、栄一らは政府に対して商業学校の創設を求めていった。

栄一・益田・大倉・木村・清水に加えて鳥海清左衛門（砂糖商）・野中万助（回漕業）・清水誠（新燧社社長）・吉川長兵衛（材木商とみられる）・和久井久次郎（金銀引換および貸金業）・山中隣之助（第三十二国立銀行取締役東京支店支配人）・小室信夫（雑業・共同運輸）の11名が原案を作成し、6月25日の第十四臨時会に諮った。議論のすえ原案は可決されたが、適宜修正を施すこととなった。

栄一から梅浦への書簡には、「商法学校建設願書ハ少々愚案ニハ文章重キニ過候様被存候間、今一段簡易ニ修正仕度と存候得共、益田君之考も可有之と存候、其意味相認同氏へ相廻し申候」（6月30日）、「商法学校建議ハ、尚御再調之上御廻し可被下よし拜承仕候」（7月2日）、「学校之文案ハ大ニ延引、恐悚之次第二候、今夕拜眉可申上候」（7月12日）とあり、多忙の中でも丁寧には推敲していたことがわかる。さらに、7月12日付の2通目では仕上がる見通しであることが記されている。同日に2通投函したのは差し迫られていた証左といえる。

商法学校建設之議案、先日益田君ニモ御草稿被下候得共、小生ハ少々長文ニ過候様ニモ被存候ニ付、不文ナカラ別ニ草稿仕候、御一覽之上今夕決定仕度、就而ハ一応字句削正、且、御浄写被下度候 日々多事、只今執筆、不取敢さし上候 匆々

十二日

渋沢栄一

梅浦様

7月15日付で、栄一会頭名をもって農商務卿の河野敏謙に宛てて、「商法学校ノ設立ヲ政府ニ要望スル之建議」を發出した。長文となるが、以下に引用しておきたい（適宜読点を付した）。

謹テ案スルニ商法講習ノ事ハ商業拡張ノ基礎ニシテ其学校ノ緊要ナル猶農学校ノ耕耘ノ道ニ於ケル工学校ノ製作業ニ於ケルカ如シ、本邦開港以来内外ノ商業漸ク開進シ、方今ニ迄シテハ其商勢全ク昔時ト一変セントスルノ氣運ニ際セリ、然リ而シテ其商估タル者間々或ハ大ニ其体面ヲ革メタルモノナキニ非ズト雖トモ熟々全般ノ実況ヲ通観スルニ尚旧套ニ因依スル者多ク其規模未ダ以テ今日ノ時勢ニ適セリト云フヘカラス、是他ナシ我国古来商業講習ノ如キハ只家庭ノ口授ニ委ヌル者多クシテ亦真正ノ商法学校アリテ之カ真理ヲ闡揚シ之カ方法ヲ修習スル事ナキ

ニ職由スルナリ

惟ミルニ我政府ハ夙ニ工部大学校ヲ工部省中ニ設ケラレ又農学校ヲ駒場ニ置カレ今又将ニ職工学校ヲ文部省中ニ新設セラレントスト其農工ノ業ヲ訓導督励セラルヽヤ実ニ厚シト謂フヘシ、然リト雖トモ独リ商法学校ニ至リテハ未タ措テ顧ミラレサルモノヽ如キハ本会カ常ニ遺憾トスル所ナリ

夫レ農商工ハ富国ノ原素ニシテ其偏廢スヘカラサルハ固ヨリ論ヲ待タス、若シ之ニ反シテ彼此軒輊スアラハ仮令農業工芸ハ共ニ進歩シテ殖産ノ道ヲ得ルコトアルモ、販鬻ノ途其宜ヲ得サルカ為メ或ハ却テ他ノ二者ヲ妨害スルニ至ルハ之ヲ古今ノ商業歴史ニ徴シテ彰著ナルモノアリ曩ニ我政府カ農商務省ヲ設置セラレタル趣旨、蓋シ亦此ニ外ナラスシテ農商工ノ三者互ニ相連歩シテ共ニ開進スルヲ期シテラルニ在ラン、果シテ然ラハ、商法学校ヲ設クルノ今日ニ急務ナルハ決シテ他ノ二校ニ譲ラザルヲ信スルナリ、是本会カ茲ニ其建設ヲ要望スル所以ナリ

今ヤ本会カ商法学校ノ建設ヲ欲スルコト前条ニ述フルカ如シ、而シテ其学制ニ於テモ亦聊カ其見ル所ナクハ非サルナリ蓋シ商法ノ学タル其教則高尚ニ過ル時ハ却テ実地ニ適セサルノ弊アリ、若シ卑近ニ失スル時ハ又其秩序宜キヲ得ル能ハス、是ヲ以テ本会ハ其学則ヲ偏倚スルコトナクシテ以テ今日ニ応適スルノ制ヲランコトヲ切望スルナリ、固ヨリ閣下ノ明鑑能ク其衷ヲ折セラルヘシト雖トモ、敢テ茲ニ本会カ曩キニ東京府知事ヨリ東京商法講習所教則改良ノ事ヲ委託セラレタルニ當リ調査シテ以テ之ニ復命シタル教則一編ヲ副呈ス、是聊カ滄海ニ一滴ヲ添フルノ微意ナリ、伏シテ思フ、閣下幸ニ本議ヲ採択セラルヽヲ得ハ国家ノ慶蓋シ焉ニ過ルモノナカラン 頓首謹言

十四年七月十五日

東京商法会議所会頭

渋沢栄一

農商務卿 河野敏謙 殿

この建議には学校新設のみならず商法講習所の存続さらに改組の意も込められたと理解すべきである。

こうしたなかで、東京府会（二次会）は、7月19日に、商法講習所への予算削減（地方税支弁）を福地や益田および大倉をはじめ栄一と旧知の田口卯吉や沼間守一および須藤時一郎などが強く反対したものとした。翌20日に栄一は梅浦に書簡を送った。珍しく感情的で東京府当局・議会に対する怒りと悲観に満ちた一方で、通常のように冷静に善後策も示しており、栄一の多数の書簡の中でも特徴的といえる。

来諭講習所之事ハ朝来承及、如何ニも不都合之決議と被存候、乍去是ハ我々之別ニ何とも可申理無之ニ付、行政官之処置如何ニ囑目候外無之候、且又夫迄之維持法云々ハ小生ハ随分企望いたし候得共、敢而暫時間と申位なれハ何之効も有之間敷、弥以全廢と決し候上ハ、せめて同志

者糾合し、年金貳千円も醜集し、三ケ年もしくハ五年も接続候様之工夫ハ無之哉、三十人にて百円宛出金候ハ>三千円ハ出来いたし候訳ニ候、乍去夫も時機有之二付、小生輩発意者ニ立候ハ却而面白からぬ様ニ被存候、尚、理事者之内決を聴了し、其上徐々心配も可仕候但、此事ハ矢野ニハ必ス御洩被下間敷候

(以下略)

7月26日の東京府会(常置委員会)では、商法講習所への予算全減(共有金支弁)と同所の廃止が、わずか2票差で議決された²⁴⁾。28日に栄一は「商法講習所一条ニ付、至急拝眉仕度義有之候間、御足労奉恐入候共、一寸銀行へ御来駕被下間敷候哉」と梅浦を急ぎ呼び出している。続いて29・30日にも梅浦に書簡を発し、30日付けでは「企望ハ教員之奮発自力継続を最上とし、醜金維持を第二とし、小生ハ共々応分之賛成」と善後策に賛意を示した。

栄一は、翌8月23日に「講習所之事ニ付、矢野氏之意見ハ先日之言語も来論之事と相察し候ニ付、近日府庁へ罷越御垂示之如く愚見として陳請可仕奉存候、尚其上採用之模様ニ候ハ>、篤ト御打合可申上候(中略)尚々講習所生徒も昨日招集、維持之通達有之候由、先以一段之安神仕候」、30日に「先日御内話之矢野一条ハ昨日府知事へ懇談仕候得共、先ツ旧之儘にて相存し候、目下変更ハ却而物議ニ拘り可申と被相考候様子ニ御坐候、就而ハ彼之名誉奉仕之一事ハ、暫く見合候方と奉存候」、31日に「矢野氏も異議なく履歴差出候都合ニ相成候由、先以安心仕候」、「来論矢野氏所望之会計を相任せ候件ハ、今日ノ都合にてハ之を強ゆるも知事にも困却かと被存候、先漸々相及し候様御忠告可被下候」と梅浦に書き送っている。

このように、栄一は「之ヲ憂ヒ東西ニ奔走」²⁵⁾し、矢野および学生の処遇について関係者間で調整をおこない、商法講習所の教職員や学生を励ますとともに、自ら1,000円を提供したうえで、矢野や松田らと農商務省および農商務卿の西郷従道に対して支援を求めたのである。その結果、農商務省は東京府へ9,600円余を下付し、同所の存続を命じた。

1882年に入ると矢野や松田らは農商務省に対し支援の継続を求めたものの西郷は難色を示した。両者は栄一をはじめ企業家たちに寄付金をあらためて要請した。

栄一は、同年3月28日に、東京府下に本・支店ないし出張所がある銀行関係者を招集した。その多くが栄一を中心に77年に立ち上げられた沢善会のメンバー行であった。栄一は商法講習所に寄付金を供することを提案し、異議なく賛成された。予算委員として、第一国立銀行・第十五国立銀行(東京:柏村信)・第二十国立銀行(東京:杉山勸)・第三十三国立銀行(東京:河村益衛)・第百国立銀行(東京:原六郎)・三井銀行(三野村利助)・丸家銀行(近藤孝行)が選ばれた。

予算委員が原案を作成し、関係者が金額を協議した結果、4月8日に36行が6,275円を供出する

24) 「明治十四年東京府通常会議事表」,「東京府通常議会議事録」第41号,1881年(『伝記資料 第二十六巻』1959年,536,538~543頁)。

25) 前掲『青淵先生六十年史』785頁。

ことを決定した。具体的には、第十五国立銀行が1,300円、第一国立銀行と三井銀行が各600円、第五国立銀行（大阪から東京へ移転）が250円などであった。その後第十五国立銀行は1,400円、第一国立銀行と三井銀行が650円、第百国立銀行が150円から200円に増額するなど、43行・6,550円となった。他の民間会社や団体、個人からの寄付金もあり、総額は2万0,250円に達した。このうち、砂糖問屋（52名）と薬種問屋組合が各500円、材木問屋（56名）が350円、郵便汽船三菱会社が300円、銅鉄物商（36名）が266円50銭、東京株式取引所・三井物産・大倉組商会・起立工商会社（松尾儀助）・高田商会（高田慎蔵）等が250円、東京海上保険会社（益田克徳）・藍玉商組合・醬油問屋組合・絵具染料組合が200円を寄せている²⁶⁾。

さらに、同年7月には宮内省から500円の下賜金が供された。一公立学校への下げ渡しは、当時としては極めて異例であった。

これらを運営の原資として、商法講習所が存続していったのである。

1883（明治16）年11月に東京府知事の芳川顕正（同月に没した松田の後任）が農商務卿の西郷に1万円の補助金下付を求めた。これに対し、西郷は農商務省直轄とすることを通告した。現有資産の取り扱いを調整したうえで、翌84年3月25日に移管が完了し、東京商業学校と改称した。初代校長には、矢野が83年11月に芳川と対立して所長を辞任し西郷による復帰要請も断ったため、文部省書記官の河上謹一が就いた。河上は78年に東京大学法科大学を卒業後にイギリスへ留学し、82年に帰国後は農商務権少書記官を務めた。

西郷は、産業界との連携強化を求めた矢野の意見をふまえて、東京商法会議所関係者に同校の運営へ関与することを要請した。同年7月には、栄一と益田および日本銀行初代副総裁の富田鉄之助の3名が校務商議委員を嘱託された。校務商議委員は校長や教員の人事、予算編成、学務や事業展開などに対して産業界の意向を反映させる重要な役割を担った。現代の企業ないし団体の「社外役員」に相当する。

栄一らの宿願は官立東京商業学校の創設により適ったのである。栄一のもとで実務を担った梅浦も、かつて近代教育の関わったことから感慨深かったであろう。

なお、84年7月には矢野が東京商業学校校長にあらためて就任した。翌85年5月14日に同校の所管が農商務省から文部省に移った。文部卿は大木喬任であった。同年11月には伊藤博文内閣（第1次）が成立し、初代文部大臣に森が就いている。

V. 経済・産業に関する各種調査の実施と公表

東京商法会議所は、大蔵省や東京府などから諮問ないし依頼を受けて、あるいは自主的に経済や産業の諸側面についての調査をおこない、答申ないし報告、さらに公表した。

26) 前掲「商業教育と矢野次郎」89～90頁。

前者の主なものは次のとおりである²⁷⁾。

- ・各商売徳調査（問屋・卸商・仲買人の売口銭の調査：1879年2月21日および1880年3月25日東京府勸業課諮問・79年3月7日および80年4月27・28日・5月3日答申）
- ・各商貸借金利調査（79年3月29日大蔵省商務局長河瀬秀治諮問・同年6月30日復申，以降2ないし3カ月おきに銀行金利の調査を上申，80年上半期まで続行）
- ・海関税の基準とすべき内外品価格調査（79年4月25日同省関税局長遠藤謹助下問・同年8月12日復申）
- ・海関税則改正につき参考調査（輸入品と消費の動向調査：79年6月16日同局下問：500円下付・同年12月26日復申）
- ・天保元年以来の物価調査（詳細は後述）
- ・聚散貨物の数量価格および金融運輸の景況調査（80年12月3日東京府知事松田道之委託・80年12月から82年4月まで毎月提出：毎年100円下付）
- ・船舶運輸の景況に関する調査（81年2月5日農商務省商務局長河瀬秀治下問・同年7月13日上申：印刷費の約半額を事務局負担）
- ・銀米下落原因調査（81年5月12日商務局長河瀬秀治下問・同年6月27日復申）
- ・商事慣習に関する調査（81年8月26日太政官法制部および事務局諮問・同年10月9日答申：法制部官吏と議論／米・塩・油・木綿問屋沿革・申合規則添付／150円下付）
- ・全国地金銀消費量の調査（81年11月2日大蔵省報告課諮問・82年1月16日答申）
- ・外国産雲斎木綿輸入急増の原因についての調査（82年4月27日同省関税局長蜂須賀茂韶諮問・同年5月3日答申）
- ・近来の物価低落，商工衰頹の景況に関する調査（82年4月15日農商務省商務局長南保諮問・5月答申）
- ・米穀計量方の慣習に関する調査（82年9月28日同諮問・10月18日答申）

このうち、「天保元年以来の物価調査」は，1880年7月28日に事務局副長・大蔵少書記官の鈴木利亨から下問された。1830（天保元）年から1879年の50年間にかけての日常の重要産品40品目と大工・左官・建築手伝いの手間賃，銭・銀相場，東京・大阪間の船運賃の推移の調査を依頼するものであった。調査には理事本員（正副会頭および梅浦）と内国商業事務委員（渋沢喜作・三野村利助・安田善次郎および栄一・福地）があたった。メンバーは各種主要商家・商人や旧家に記録類の情報提供を依頼した。火災や疫病まん延で失われたり，維新直後の組合解散により廃棄されたり，さらには記録自体が取られていなかったなどにより調査は困難を極めたものの，古老への聞き取りをおこない，各家の土蔵などに残存していた古帳簿を収集し，さらに分析を加えた。この結果，米・水油・綿・瓦・蠟・干鰯・メ粕・材木・紙・茶・砂糖および大工手間賃と船運賃の13項目についてとりま

27) それぞれについては，前掲『東京商工会議所八十五年史 上巻』321～382頁の各項も参照されたい。

とめ、80年11月26日に鈴木へ上申することができた。これとともに、調査によって得られた享保年間以降の江戸の主要問屋を変遷もまとめて「沿革概略」として報告している。

この調査は「実ニ明治十三年中本会ガ執行シタル調査事項中最大ノ部分ヲ占ムルモノ」²⁸⁾であった。「船舶運輸の景況に関する調査」においては、栄一と梅浦および福地や益田との立ち入った調整が確認できる。

後者に関して代表的なものは「商況報告」の創起および刊行である。

東京商法会議所は創設以来、内国商業・外国貿易・運輸及船舶（80年からは工業と農業が追加）の各事務委員がそれぞれの概況を定式会議などで報告していた。栄一・福地・益田および梅浦（理事本員）は、経済状況および主要商品・農産品の動向についてより詳細かつ定期的に調査および発表する必要性と有用性を認識した。そこで、1881年1月23日に各事務委員とともに原案を作成し、同月29日の委員小集會に提案した。翌2月24日の第十二定式会議にて全会一致で承認され、3月11日の第十三、4月13日の第十四定式会議で調査品目や方法ないし手続きおよび担当者（議員を中心に外部にも依頼）を決めた。順次調査に着手し、6月12日に「商況報告」の創刊号を発したのである。

具体的には、産品ごとの輸入ならびに製造の種類・数量・価額、国内移出先と数量、月中の消費高と月末の貯蔵高、月中の高値と安値、加えて商況および需給関係を簡潔に記して月次で発行した。さらに、半年および1年単位で統計としてまとめた。

取り上げられた産品は、米・大豆・麦・酒・水油・石炭油・塩・材木・炭・豊表・西洋紙・麥粕干鰯・綿糸・生金巾・酒金巾・寒冷紗・呉服・太物・日本紙（和紙）・繰綿・唐繻子・更紗・唐棧・綿天鵞絨・綿繻子・毛繻子・呉呂類・フランネル・メリンス・羅紗・羅背板・ブランケット・穀物類・帆布綿・毛氈・リンネル・砂糖と多岐にわたった。

後に金融状況の概要も付されたが、作成には沢善会の協力を得られた。

栄一自身も、林徳右衛門（洋紙製造販売業・81年から工業事務委員）と西洋紙について、原六郎（第百国立銀行頭取）と金融景況についての調査を担当している。

「商況報告」は関係者や政府、東京府に加えて、大阪、長崎、京都などの商法会議所が創設された地域へも送付し、好評を博した。

「商況報告」は継続的に刊行され、「調査機関の殆ど存在しない当時にあつて、その商況調査が必ずしも正確を期し得なかつたにせよ、当時の我国に於ける恐らくは唯一の総合的経済月報として、これが我国経済の大勢を知るべき好箇の参考資料」²⁹⁾であった。

栄一から梅浦に対しては、81年2月3・14・17・24日および3月4・9日付の書簡で、報告の項目や内容、調査方法などの調整を具体的に指示した。3月11日の書簡では、以下のように、洋紙や金

28) 「東京商法会議所要件録」第21号、1881年2月10日（『伝記資料 第十七巻』493頁）。

29) 森田草平『東京商工会議所六十年史概要』東京商工会議所、1938年、15頁。

融の状況についての見解および修正すべき点を子細に記し、自ら先頭に立って報告内容の充実を図った。他方、梅浦が素案を作成していたことも示唆される。

今日ハ尊来之处，平臥中不得拜眉失敬仕候

過日御示之諸調物漸一覽済ニ付，左ニ愚見申添返上仕候

第一次商況統計緒言，及金融報告叙文も至極妥当と存候間，此儘印刷ニ付し候様御取計可被下候

各商品統計之中，米之部ニ無慮五百十万〇何百石云々ハ算盤之桁違ニハ無之哉，御再調可被下候

公債証書価格之七月以来十二月迄低下之一方ニ傾向せしハ，実因ハ利足高騰ニ関し候得共，幾分ハ実声虚声を生し候姿有之候様被存候ニ付其辺認入申度，又臘尾金融思ひしより緩弛と相成候より既ニ価格挽回之徴有之候哉ニ被存候，是ハ本年一月ニ照応候為聊其端を昨年末ニ言現わし置候方と存候，御再案可被下候

洋紙十一月ニ於て印刷局藁製糸之為価を引下候とハ僅々同局ニ於て之事ニて，全般商況ニハ而し関し不申候，もし製紙会社より差出候報告書ニ其意味有之候とも御除被下度候，現ニ小生主管之会社杯ハ藁製ハ専らこいたし居候得共，別ニ其為メ価を廉ニ致候事ハ出来兼候，御再調可被下候

一月中金融景況之中，本月ハ陰曆十二月ニ相当するニ付云々ハ少し妥当ならず，各地方より都会ニ金を繰込候ハ，多く租税上納月ニ之有，即一月田方五分納之期ニ際し候為メ御坐候，乍去昨年ハ其時ニ際し，却而都会ニ必迫を起し候，其訳ハ各地方も物品売買頻繁なるより常ニ廻金少くして為替借を仕向ケられ，都会ハ之レカ為メ困苦せし処，本年ハ大概其上納迄ニハ其額を廻送又ハ為替等ニて繰込候ニ付，都会ハ殊ニ暫時間ハ余裕を見候訳ニ候，其辺少々意味を加へ御認入可被下候

廻運之事ニ付論文ハ至極御尤ニ候，併若細々之を論せハ，聊加除仕候方と相考候愚説なきニあらず，併夫ハ尚局長殿杯対話之時ニ譲り可申免ニ角同氏ニして此ニ注意せらる々ハ国家之幸福と小生ハ近頃愉快を覚申候，何卒御中止無之御主張奉祈候

船舶之調も近日益田着早々相催可申（以下略）

その後も、栄一は「昨日御遣之金融報告ハ至極相当之御調ニ付，直ニ一覽返上仕候」（4月5日）、「三月分金融景況報告ハ明日中ニ一覽之上返上可仕候」（5月7日）、「金融報告ハ昨夕少々朱事を加へ返上仕候」（同月10日）と記し、作成に注力していたことがわかる。

いずれにしても、それぞれの具体的な調査や分析、さらに取りまとめに梅浦が相当に関わったのはいうまでもない。梅浦の計数能力が活かされたことなのである。

上記の調査に加えて、「海関税則改正につき参考調査」・「船舶運輸の景況に関する調査」・「商事慣

習に関する調査」・「近來の物価低落，商工衰頹の景況に関する調査」は特に詳細かつ体系的で，後に政府が経済ないし産業に係る法律の策定や政策の立案にあたり資するところ大となったのである。

付論 大阪商法会議所初代会頭五代友厚の「右腕」，加藤祐一との共通点

大阪でも，東京と同年の1878（明治11）年8月に大阪商法会議所が創設された^{30）}。周知のとおり，その中心となったのは五代友厚である。五代とともに，中野梧一，広瀬宰平，芝川又平（初代・又右衛門：洋反物商・大阪株式取引所），および沢田世範（第一大区一等区長），金沢卯右衛門（肥物商・第三大区一等区長），高田伝蔵（味噌商・第二大区一等区長），山本忠（薬種商・質商・紙商・第一大区二等区長），妹尾平次郎（糸商・第二大区二等区長），井藤儀兵衛（書籍商・質商・第四大区二等区長），藤田伝三郎（藤田組），磯野小右衛門（米穀商・大阪堂島米商会所頭取・大阪株式取引所），斎藤慶則（鴻池家・大阪新報社主），白木保三（加納または嘉納家：酒造業），中井由兵衛（三井家大阪店主代理・三井銀行大阪分店・三井物産）が発起人として名を連ねた^{31）}。

初代会頭には五代，副会頭に中野と広瀬，理事に芝川および加藤祐一が就いた。

五代の事績に関しては屋上屋に架すことはあるまい。五代のスタンスである「商社合力」は栄一の「合本主義」とおおむね合一であったことを述べるにとどめる。

中野は幕臣で戊辰戦争に従軍したのち山口県令を務め，官を辞して大阪に赴き，米穀取引や藤田とともに軍需品の販売を手がけ，大阪硫酸製造会社を立ち上げた。広瀬は住友家が所有する別子銅山の近代化を牽引し，大阪商船会社などを創設した。芝川は唐物商や両替商を営み，さらに進んで金融業や貿易などに携わり，大阪堂島米商会所肝煎（現在の理事ないし取締役）に相当）も務めた。

ここで注目すべきは，理事に就いた加藤である。加藤については，菅野和太郎氏が立ち入って検討されているので（『続大阪経済史研究』甲文堂書店，1935年，第九章所収），これに依拠する^{32）}。

加藤の出生および幼少期に関しては，士族の出身であること以外は残念ながら一切不明である。1868（明治元）年12月に大阪運上所が外国事務局と改称された際に書記の最高位である一等役となり，聴訟断獄・営繕地所・浪華丸掛・商社掛の主席書記を務めた。当時の外国官判事が五代であり，

30) 大阪商法会議所については，猪谷善一編纂『大阪商工会議所史』大阪商工会議所，1941年，井上武久編纂『大阪商工会議所百年史』大阪商工会議所，1979年に拠る。

31) 大阪商法会議所の発起人および議員に関しては，木村敏男氏が「大阪財界の形成と変遷・資料篇（1）」（大阪市立大学経済研究所『研究と資料』第30号，1971年3月）で整理し，さらに「明治初期の大阪財界—商法会議所発起人の経済的性格の分析—」（高橋幸八郎編『日本近代化の研究 上』東京大学出版会，1972年）で子細に分析している。あわせて，原田敏丸「経済近代化過程における大阪商法会議所の立場」（大阪大学経済学部『大阪大学経済学』第25巻第2・3号，1975年12月），上川芳美「大阪商業会議所の議員構成」（作道洋太郎編『近代大阪の企業者活動』思文閣出版，1997年）も参照されたい。

32) 日本経済史・経営史研究の泰斗の1人で，大阪ないし関西経済史・経営史研究の第一人者である宮本又次氏も加藤について取り上げているが（「加藤祐一のことども」『大阪商人太平記—明治中期篇—』創元社，1961年），菅野の研究をベースとしたと見受けられる。

五代を支えたのである。五代が会計官権判事として東京に転任した直後の69年6月に大阪通商司が設置されると通商大佑となった。大阪通商会社および替会社の創設に注力している。

1870年に兵庫県参事に栄転したものの体調不良のため退職し、著述に専念した。これに前後して加藤が発刊した著作は次のとおりである。

1868年：『交易心得草前編』

1869年：『大小学校建議』

1870年：『交易心得草後編』

1872年：『会社弁講釈 上・下巻』・『五十韻の原由』・『銀行規略』・『商社往来 乾・坤』

『文明開化初編 上・下巻』

1873年：『開化進歩の目的』・『大日本航路細見記』・『新選養蚕往来』

1874年：『文明開化二編 上・下巻』

『交易心得草』は貿易の拡大の重要性および有用性さらに具体的な取り組み方法や姿勢を説くとともに大阪の商人の保守性を批判し、『会社弁講釈』は「立会略則」（栄一が71年に刊行）および「会社弁」（福地が71年に刊行）、『銀行規略』は国立銀行条例（72年に栄一の起草により制定）、『商社往来』は会社設立の手続きや外国人の採用方法を質疑応答形式で分かり易く解説し、『文明開化』はその必要性を強調している。各テーマで広く人びとの蒙を啓くのに貢献したのである。

著述活動とともに、藤廼塾を開いて西洋の知識を講説し、神戸元町や大阪心齋橋筋で西洋雑貨商を営み、先取会社（74年に創設、三井物産のルーツ）にも関わったとされる。

加藤は五代に推されて大阪商法会議所に書記として参画した。書記は「会頭又ハ理事ノ指揮ニ随テ諸方策ヲ調査シ、及ヒ記録会議録等ヲ掌ル」、さらに理事は「本社日勤シテ社中一切ノ常務ヲ弁理シ、議案ヲ勘署報告スル等ノ事ヲ掌ル」（『商法会議所設立見込書』第三条）とあり、五代のもとで、学理・学識を発揮して、建議報答の策定など実務を担った。

1879年10月には大阪堂島米商会所の肝煎に就いている。

菅野氏は、加藤が五代の「ブレントラスト」としての役割を果たし、「五代と加藤とは大阪開発の表裏の恩人」、「五代の実績は又同時に加藤の行動」、その功績は「大阪人士の精神的開発」であり、「日本資本主義の発生発達を攻究するに当り、加藤の言動に関する研究を決して閑却することを得ない」と強調されているが、大いにうなずける見解である。

本論にそくして述べると、梅浦と加藤との間の直接的関係は確認できないものの、近代経済システムに関する高い識見と東西の経済界のリーダーを支えた役割に共通点を見いだせる。当時としては国内トップレベルにある知識人の二人が新たな組織である商法会議所の運営とともにこれを通じてビジネスの啓発を担ったこと、栄一および五代の広範にわたる活躍の背後には能力および経験豊かな人材が存在していたことに留意する必要がある。

（未完）

Entrepreneurship and Management of Seiichi Umeura (Part II)

Kazuaki MATSUMOTO

ABSTRACT

Seiichi Umeura was hired by Eiichi Shibusawa as the secretary of the Tokyo Chamber of Commerce, which was founded in 1878, and was responsible for its operation. Immediately after its establishment, the activities of the Tokyo Chamber of Commerce have been to gather opinions as a private sector on various issues such as economics and diplomacy, issue proposals to the government and Tokyo Prefecture, and report on matters to be consulted by the government and Tokyo Prefecture. It covered a wide range of topics such as investigating economic and price trends, sending and receiving information both domestically and internationally, arbitrating disputes between traders, and international goodwill.

In carrying out these tasks, the subject of this paper is to delve into the process of how Eiichi Shibusawa, the chairman, and Seiichi Umeura, who is in charge of business, coordinated and set the direction.

Shibusawa, Umeura, and Vice-Presidents Genichiro Fukuchi, Takashi Masuda, and Kihachiro Okura worked closely together to formulate drafts and surveys of various proposals and outlines and drafts of the project, and put them into practice.

In the conventional research on the history of the Chamber of Commerce, the words and actions of the members of the Diet, including the deputy chairman, have been the main issues, but it can be said that the focus is on the existence of the person in charge of business.

Keywords: Seiichi Umeura, Tokyo Chamber of Commerce, Eiichi Shibusawa, Hideharu Kawase, Tokyo Commercial School

